

## 日本獣医生命科学大学倫理委員会運営要項

### (目的)

第1条 この要項は、日本獣医生命科学大学倫理委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成)

第2条 委員会は、学長が指名する者をもって構成する。但し、日本獣医生命科学大学（以下「本学」という。）各学科からは、1名以上を指名するものとする。

### (任期)

第3条 委員の任期は原則として1年とし、再任を妨げない。但し、委員に欠員が生じた場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名した委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

### (審議事項)

第5条 委員会は、次の各号のうち学長から諮問のあった事項、及び委員会委員へ直接審議要請のあった問題のうち委員会の同意を得た事項について、審議するものとする。

(1) 本学倫理綱領及びその申し合わせ事項の趣旨に違反と思われる問題

(2) 学長から委員会の審議について第6条第9項により再諮問された事項

(3) その他倫理委員会において審議すべきと判断した問題

2 委員会は、ハラスメント防止のための啓発活動並びに研修の企画等について審議する。

### (審議方法等)

第6条 委員会の審議方法等については、次の手続きに基づき行うものとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、本学内各部署の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明、その他必要な協力を依頼することができる。

3 委員長は審議の結果を学長へ上申する。

4 学長は委員会の上申を尊重し、処理方針を決定の上、当事者へ通知する。

5 学長は、委員会に関わる事項の取扱いについて、本学内各部署の長に対し、必要な協力を依頼することができる。

6 学長の処理方針に不服がある者は、委員会に異議申立てをすることができる。

7 委員会は前項の異議申立てがあった場合、当事者へ弁明の機会を与えるとともに裁定を行い、当事者へ通知する。

8 学長は委員会に再諮問をすることができる。

9 委員会は学長から再諮問があった場合は、この要項の定めるところにより審議を行う

ものとする。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の同意を得て、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(忌避事項)

第9条 委員会の委員は、自身若しくは委員に関連の者が審議案件の当事者又は証人となった場合、委員会の同意を得て、審議及び議決に関与しないこととする。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員及び第8条により出席した者は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務)

第11条 委員会の事務は、委員長に指名された委員が担当する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が委員会に諮って定める。

(改廃)

第13条 この要項の改廃は、学長の決裁を必要とする。

附則

この要項は、平成21年3月1日から施行する。

附則

この要項は、平成30年1月1日から施行する。